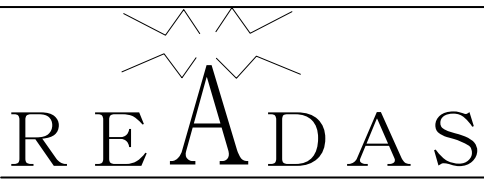


第 5432 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 3月22日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 中小企業の会計に関する指針の改正

Q：中小企業の会計に関する指針が改正されたようですが、どのようになったのですか？

A：従来の取扱いについて明確化が図られました。

【解説】

日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の関係4団体は、このほど「中小企業の会計に関する指針」（中小会計指針）の見直しを行いました。今回の改正は、従来の取扱いを明確にし、中小会計指針を取引実態に合わせて、より利用しやすいものにするためとしており、今後も継続的に見直ししていくとしています。改正の主な内容は、次のとおりです。

- ①重要性の原則が中小会計指針のすべての項目に適用され、各論に特段の記載がなくとも、重要性の乏しい項目に関しては簡便な会計処理の方法によることができることが明確化されました。
- ②固定資産の減損を行わなければならない場合とは、減損損失を認識すべきときと明確化されました。
- ③一時差異に重要性がない場合には、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しないことができることと表現が変更されました。
- ④中小会計指針を適用している会社が、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に基づく会計処理を行わない場合には、個別注記表における誤謬の訂正に関する注記は必要ないことが明確化されました。

